

八洲学園大学における不正取引に関与した業者に対する処分方針

令和8年6月23日策定

1. 趣旨

公的研究費の適正な運営・管理を進めるため、「八洲学園大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」に基づき、公的研究費の不正行為に関与した取引業者に対する処分方針を定める。

2. 定義

本方針の適用対象は、本学の公的研究費に係る取引に関係するすべての取引業者とする。

3. 処分の対象となる行為

処分の対象となる行為は以下のとおりとする。

- (1) 取引に係る書類の作成に際し、虚偽の記載を行うなど、不正の行為があったとき
- (2) 取引の履行に際し、虚偽の請求を行うなど、不正の行為があったとき
- (3) 調査に当たり、虚偽の申告をしたとき
- (4) その他、本学に不利益を及ぼす行為があったとき

4. 処分の方法

処分の方法は、取引停止をもって行う。取引停止の期間は、不正への関与の程度や金額等に応じ、原則として1ヶ月以上1年以下の期間において、その都度、統括責任者が決定する。

5. 誓約書の徴取

一度の取引が30万円以上の取引業者には、不正を行わない旨等を記した所定の誓約書の提出を求める。徴取回数は1回とするが、本学における不正行為防止に関する方針等を見直した場合には、改めて徴取する。ただし、以下の者は、誓約書の徴取の対象から除く。

- (1) 国、地方公共団体、国立大学法人、独立行政法人等の公的機関
- (2) 学校法人
- (3) 電気、ガス、水道、電話、郵便及び宅配事業者
- (4) 会計監査法人、弁護士、税理士及び特許事務所
- (5) その他、誓約書の徴取の対象になじまないもの

以上